

徳島県告示第四百四十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和三年一月二十九日	株式会社大境組 三好市山城町下名一〇一二番地 一 大境 理紀	徳島県知事許可 （般一三〇） 第一二二二号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （建築工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 二月八日	南海熱学工業株式会社 鳴門市大麻町東馬話字寅開六一番地一 木根 清	同 （般一三〇） 第三二〇一号	同 （塗装工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十二月十二日	モーニングホーム株式会社 徳島市国府町井戸字高輪地四一番地一 流 勝美	同 （般一三〇） 第七五一五号	同 （石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十九日	小倉組 徳島市大原町中須四二番地一七 小倉 貴志	同 （般一三〇） 第七〇二四六号	同 （大工工事業に関する一般建設業許可）	同
同 二十六日	株式会社アサヒコーポレーション	同 （般一三〇）	同 （とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋	同

同	同 十日	三原 一美 株式会社ソラル 板野郡藍住町徳命字元村一二三番地一〇二〇二号 手塚 孝昭	同 (般一三七) 第七〇一三八号	同 (建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 十六日	栄徳建設 徳島市中島田町四丁目一〇七番地一 宮部 康彦	同 (般一〇二) 第七〇六六五号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	福和建設株式会社 徳島市川内町大松二八五番地一 福原 治	同 (特一〇一) 第四八四九号	同 (建築工事業、大工工事業及び鉄筋工事業に関する特定建設業許可)	同
同	同 二十四日	河野電工 徳島市名東町二丁目九一番地七 河野 治	同 (般一三〇) 第七〇二四一号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	株式会社西村建設 三好市山城町大川持五二三番地四 西村 裕	同 (特一二九) 第一一七号	同 (建築工事業に関する特定建設業許可)	同
同	同	有限会社三好建設 三好郡東みよし町東山字葛籠三五三番地二 三好 清	同 (般一二七) 第一〇三五九七号	同 (土木工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同 四月 二十日	株式会社スペース工務店 小松島市小松島町字南開一八番地六 武田 裕成	同 (般一二八) 第五二一九号	同 (建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	株式会社永和 徳島市国府町西黒田字南傍示一五二番地五	同 (般一〇二) 第五四三〇号	同 (管工事業、塗装工事業、消防施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)	同

